

入園のしおり

2022（令和4）年度



社会福祉法人 尋源会

西唐津保育園

社会福祉法人尋源会 西唐津保育園

(目的) 本園は、児童福祉施設として宗教的情操と態度を養い、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として設立する。

(目標) 「ともに生きともに育ちあう保育を実践しよう」

(所在地) 唐津市西唐津1丁目6311 ☎ 73-6397

(定員) 90名

(尋源会役員)

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	大友 法 文	理 事	大友 法 隆
理 事	佐村 弘 宣	監 事	奥村 豊
理 事	稲葉 伸 理	監 事	瀬戸 博
理 事	峯 道 雄	園医(内科)	渡邊 尚
理 事	山口 芙久子	園医(歯科)	田村 弘典

(組分け)

ま つ 組…5歳児 れんげ組…4歳児 さくら組…3歳児
う め 組…2歳児 も も 組…1歳児 ひよこ組…0歳児

(職員の状況)

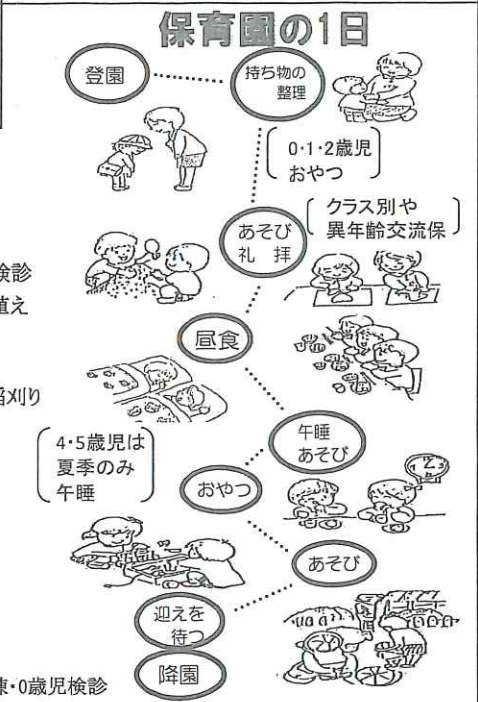
役職名	氏名	役職名	氏名
園 長	大友 法 隆	保 育 士	松尾 睦 美
主任保育士	土肥 栄 子	保 育 士	西川 優 奈
保 育 士	梶谷 忍	准看護師	菊池 優 子
保 育 士	松尾 美 樹	栄 養 士	西村 菜 摘
保 育 士	桑原 千 鶴	栄 養 士	松尾 祐 里
保 育 士	松尾 麻 美	調 理 師	竹浦 仁 美
保 育 士	堤 千 紘	非常勤保育補助員	岩村 則 子
保 育 士	前田 友 子		

(2022年2月1日現在)

保育所名	西唐津保育園	所在地	〒847-0875 唐津市西唐津1丁目6311
設置主体	社会福祉法人 尋源会		
定員	90名		
電話番号	0955-73-6397		
FAX番号	0955-73-6391		
アドレス	nishih6311@vc1.people-i.ne.jp		
通常時間	7:00~18:00		
延長保育	18:00~19:00		

特別保育等の状況	保育所地域活動事業(世代間交流) 特別支援保育
----------	----------------------------

年間主要行事予定	《年間行事》
	4月 入園式・花まつり・春の遠足・内科検診
	5月 鯉のぼり行進・玉ねぎ収穫
	6月 保育参観・社会見学・いちご狩り・歯科検診
	7月 夜のつどい 田植え・芋苗植え
	9月 祖父母とのつどい・内科検診
	10月 運動会・ピクニック・陶芸教室・芋掘り・稲刈り
	11月 調理保育・玉ねぎ苗植え
	12月 おゆうぎ会・成道会・もちつき
	1月 調理保育・歯科検診
	2月 豆まき会・涅槃会・保育参観
	3月 ひなまつり・お別れピクニック・卒園式
	☆ 月2回:本堂でのお茶のお稽古 ☆ 毎月:本堂参詣・お楽しみ会(誕生会)・避難訓練・0歳児検診



保育の方針及び
保育所のPR等

ともに生き ともに育ちあう 保育の実践

バラバラでいっしょ

意欲(自発性)と思いやりの心(共感性)を育てる保育

真宗保育…真宗の教えに基づいた保育目標の基に、子ども・保護者・保育者共に人としての育ちを学ぶ。

異年齢交流保育…全園児・全職員みんな楽しく家庭的な雰囲気の中で遊ぶ。

世代間交流事業…慰問やおとしよりの交流を通して人のあたたかさを知る。

【西唐津保育園 沿革】

※ 大正7年5月

真宗大谷派 福成寺 住職 大友良照 現在の地に西唐津幼稚園を設立
園長 大友良照

※ 昭和24年4月

児童福祉施設として保育所の認可を受け、宗教的情操と態度を養い、
家庭保育を補うを目的として発足

定員 120名

園長(代理) 大友 タキエ

※ 昭和42年4月

園長変更 園長 大友法翠

※ 昭和49年4月

保育事業の公共性と運営基盤の強化を図るため、社会福祉法人尋源会を
設立して、西唐津保育園を継承

理事長 山口 厚

園長 大友法翠

※ 昭和52年3月

新園舎完成

※ 昭和54年9月8日

理事長変更 理事長 山口戸丸

※ 昭和59年4月

定員変更 定員 90名

※ 昭和62年4月

園長変更 園長 大友和子

※ 昭和63年3月

理事長変更 理事長 大友和子

※ 平成5年4月

園長変更 園長 大友法文

※ 平成16年7月

理事長変更 理事長 大友法文

※ 令和3年4月

園長変更 園長 大友法隆



現在に至る

【保育理念】

『ともに生き ともに育ちあう保育』

【保育方針】

意欲（自発性）と思いやりの心（共感性）を育てる保育

【保育目標】

- ・自己肯定感を持てる子ども
- ・心身共に豊かな子ども
- ・意欲的に活動する子ども
- ・自分で考え行動できる子ども
- ・最後までやり遂げる子ども



【児童憲章】

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

